

鷺沼再開発に係わる 第2回川崎市環境影響評価審議会の傍聴記録と感想

宮前区役所・市民館・図書館の移転に反対し鷺沼再開発を考える会
共同代表 小久保善一・秋好賢一

期日：2019年12月3日（10：00～11：15）

会場：川崎市教育文化会館

内容：鷺沼駅前地区第1種市街地再開発事業に係わる条例環境影響評価方法書の審査結果についての答申案審議

出席：審議委員16名（定数19名中）。市環境局環境影響評価室（事務局）。傍聴者10名。

傍聴記録と感想：傍聴者の責任で要旨と感想をまとめたものであり、正確には市の報告をごらんください。

第2回目の環境影響評価審議会の概要と感想

10月23日開催の第1回鷺沼再開発に係わる環境審議会で審議された内容を、市が準備組合の東急事業者（以下、東急）に報告し、それに対する東急からの答申案を審議するのが第2回目環境影響評価審議会です。

前回の審議会で各委員より多くの意見がだされましたが、東急が新たに答申案に取り入れたのは、わずかに以下5点でした。しかも具体性に欠ける所があり、本審議会で下線部分の2ヶ所の修正がされました。

市民委員の町井氏から多くの意見が出されましたが、大気質の項目で、「交通広場の自動車排出ガスの予測評価が抜けている」の指摘に対して、事務局は「今後の建築計画によっては挿入の可能性はある」答弁されました。その他に土砂災害警戒区域対応、ペDESTリアンデッキ設置、人口増に伴う保育園等の整備、開発全体に公共空地や緑が不足している問題等に対して評価項目の追加または修正意見を出しましたが、受け入れられることはありませんでした。公共空地不足問題等は、環境アセスの審議の対象外の問題とされました。

しかし、柳委員長最後のまとめで「環境方法書に対する市民からの意見書が多くだされたが、アセス手続き以前に市民に対して市による十分な説明が行われていなかったことにほかならない、市は意見書の内容を真摯に受け止める必要がある。市民への早期かつ丁寧な説明の実施を要望し提言としたい」と発言されましたが、これは非常に重要なことです。本提言を受けとめ、市と事業者は宮前区内において住民説明会の開催をすることを強く要望したいと思います。

1. 準備組合東急の答申案と2つの修正箇所

ア 大気質

交通広場は建物内であり、換気設備等から排出される自動車排出ガスによる周辺環境への影響が懸

念されることから、予測の必要性について検討する必要がある。

下線箇所を「適切に予測評価する必要がある」に訂正されました。

町井委員：自動車排出ガスの予測評価が抜けているのではないか。

事務局：まだ建築計画が固まっていないので、今後、町井委員が指摘していることを入れても
らわないといけない可能性がある。

イ 緑（緑の量）

計画地は人々の往来の多い駅前位置しており、宮前平・鷺沼駅周辺地区緑化推進重点地区と、
まちの顔となる緑の景観づくりを推進する必要がある。このことから、日常的に人々の目に触れる
場所での緑化を検討した上で予測評価する必要がある。

ウ 騒音・振動

工事が街区ごとに段階的に実施され、工事用車両ルートが順次変化していくことが想定されること
から、今後の施工計画によって、予測地点としている4地点以外に工事用車両の走行台数が最大と
なる地点が生じる場合には、〇〇〇 調査及び予測地点を追加する必要がある。

下線箇所の文を〇〇〇印の所に入れ替える修正がされました。

エ 風害

当該計画は、人々の往来の多い駅前高層建物2棟を建設する計画であることから、2棟の建物の
間の谷間風等によって風が強まることによる歩行者等への影響が想定される。そのため、条例準備
書において建物の形状や配置等による風環境への配慮を明らかにするとともに、風洞実験による予
測地点の選定においてはその理由・適切性も明らかにする必要がある。

地域の風の状況に関する現地調査の調査地点の選定においては、周辺の建物等による局所的な影響
をできる限り受けけない地点、高さとする必要がある。

オ 地域交通（交通混雑、交通安全）

工事中の交通混雑、交通安全の予測に当たっては、工事が街区ごとに段階的に実施され、工事用車
両や歩行者の通路、迂回路等が順次変化していくことが想定されることから、条例準備書において
段階ごとの自動車、歩行者動線を明らかにする必要がある。また、段階ごとに調査及び予測地点の
適切性を検討し、その結果、新たに影響が生じる地点が想定された場合は、地点を追加する必要が
ある。

工事中や供用時の将来一般交通量は、市道鷺沼線の廃道や交通広場の整備に伴う自動車の流れを踏
まえて設定する必要があることから、自動車交通量の調査に当たっては、市道鷺沼線や交通広場を
含む鷺沼駅前の自動車の流れを把握できるように調査地点を選定し、調査方法を工夫する必要があ
る。将来交通量の設定に当たっては、交通広場等の将来の事業計画やバス、タクシーのサービス計
画等も踏まえて台数の設定根拠を明らかにし、適切に予測評価する必要がある。

カ. 環境配慮項目に関する事項

選定した各項目における環境配慮については、その積極的な取組が望まれることから、条例準備書
において、具体的な措置の内容を明らかにする必要がある。

2. 審議委員と事務局（環境評価室）の審議内容

町井委員：開発地は商業地域で建蔽率は80%なのに86%にしたのはこの条件を生かして拡大したのか？ 住宅面積が5万㎡～10万㎡と幅があるのはなぜか？

事務局：方法書P42で、「防火地域内にある耐火建築物は建蔽率が100%となる」と記されている。住宅面積については、第1種市街地開発になると判断した。（回答意味が不明）

町井委員：基本方針のP4に市街地再開発事業の目的として「市街地の合理的かつ健全な高度利用と公共施設等の整備及び適切な空地の確保など都市機能の更新を一体的・総合的に図ることによって、安全・安心で快適な、魅力と活力あふれる豊かなまちづくりを推移する」の趣旨の文言を修正案として入れて欲しい。

緑の確保不足ばかりか、開発全体として公共空間が少なく、ペDESTリアンデッキも無い、住宅が多く、公共施設確保が軽視され、利益優先となっている。

緑だけでなく、全般的事項として指摘したい。

河合委員：環境影響評価で指摘する範囲なのか？問題があるので、そこをどう解釈するか？

委員長：環境影響評価は技術指針にもとづき事業者が策定しているという前提で技術指針をどこまで肯定するかはとりあえず置いておいても、書かれていること以外のことを委員会の場で指摘し強制的に事業者にやらせようというのは、アセスの制度からすると行き過ぎではないかと言う意見だったと思う。我々は基本的にそういうふうに理解しておりまして、審議会で検討をすすめている。

町井委員の意見と事務局の回答（他の委員からの発言は少なかった）

① 大気質：PM2.5は国立環境センターが発表している予測方法もある。住民の健康を考えるとならば予測項目に入れるべきだ。

事務局：25年に市の姿勢を示すため予測するという文章を入れた。しかし予測方法がまだないので、焼却施設等に限定しており、鷺沼は違う。

② リニヤ工事が時期的に重なる場合は予測項目に入れて欲しい

事務局：リニヤ工事による交通ルートとオーバーラップするのであれば当然考えるべきことだが、今の所、そう言う地点がないので、今回は入れていない。

③ 二酸化窒素0.02を準備書に入れて指導して欲しい→保全目標は0.06なので誤解を招きやすい。0.02にしませんかと指導はさせていただく。

④ 土砂災害警戒区域内の工事であり、大地震時には駅裏の線路法面崩落の危険があり、地形・地質（土砂流出・斜面安定）を評価項目とすべきだ

事務局：大きな造成工事をしないことから判断しているので入れない。

葉山委員：平坦な地形の所であれば、大きな改変や斜面の造成がないので、影響されることはないかと思う。（駅裏法面）は鉄道事業者の点検によりなされるべきことではないか。

⑤ 太平洋戦争当時は陸軍の軍事基地があった場所であり土壌汚染を調査項目とすべき

事務局：土壌汚染の履歴がないので調査項目としない。工事中に汚染土が判明すれば法令に従い対処する。

- ⑥ 緑地が不足しているのので、緑地比率を充足するには、建物の配置等を再検討して緑地確保を見直すこと

事務局：何%取りなさいは、すぐわない。事業者の計画しだい。

- ⑦ 工事中の車両は左折イン左折アウトにこだわらず、住宅への影響を極力低下させるルートを選定を含めて検討する必要がある。

- ⑧ 鷺沼駅前、海拔70mで南側には風を遮断する高台がないことから風害は顕著になる。北街区と駅前街区の間の道路や橋に影響がでる。いこいの広場はビルの谷間で年中、風害が起きる。風洞実験は2つの方法で評価して欲しい

事務局：2つの方法の指導をするが、専門委員の見解をお聞きしたい。

委員：事業者が適切に選択すべきことです。準備書で判断できればと思う。

- ⑨ ペDESTリアンデッキは、住民の強い要望、設置した場合としない場合の比較して判断する評価項目に入れて欲しい

事務局：事業者は設置しないことを明確にしているの項目としない。

- ⑩ 人口増に伴うコミニテイ施設整備ですが、保育園・幼稚園・高齢者・障害者施設が対象とされていない。これらの施設と鉄道も評価項目として入れるべきだ

事務局：これまでの実績では、義務教育施設以外をやった事例はない。特殊な事例であれば予測することはあるが、予測手続き事態が保育施設・医療施設・福祉施設、どこが係わるか運営するか事務局としては違うと考えている。

- ⑪ 関係地域の設定にあたっては、公共施設の移転を含むため、1万通を超える意見書が提出されるなど、市民の関心の高さを考慮し、宮前区全体を含む広範囲の地域としていた

事務局：技術指針上、方法書に定められているので、拡大するには、それなりの理由が必要と考えている。準備書の予測を見ながら最終的には決める。

3. 柳委員長が「答申にあたって一言、申しあげたい」として市に提言！

本事業は公共性が高い事業を含んでいるとし、市は市民からの多くの意見書を真摯に受け止め、住民への丁寧な説明を実施することを提言しました

公共性の高い事業においては、早期の段階から環境配慮計画書の手続きを行って説明会を通じて市民とのコミュニケーションをはかることで事業の円滑な推進をはかるという制度を川崎市はとっているわけです。

本事業は条例上では、鷺沼駅前再開発の準備組合の事業であって、環境配慮手続きの対象ではない訳ですけども、市民生活と関わり合いが深く公共性の高い区役所等の設置、それから市が主体的になって行うというような内容の事業を少なからぬ含んでいることが明らかになったわけ

本事業において方法書の縦覧中に市民の方々から多くの意見書が提出されました。その多くは区役所等の移転とタワーマンション反対の意見があって、本来、本日ここに検討したアセス制度の主眼としての環境配慮を求める意見ではありませんでした。

これが意味する所は、アセス手続き以前に市民に対して市による十分な説明が行われていなかったことにほかならないと考えております。

提出された意見書の内容は、市は真摯に受け止める必要があると考えております。適切な環境配慮をもちこんだ事業計画にするために、アセス手続きの一環としてではなく、市民に対する十分な説明を行うことが不可欠ではないかと個人的には思っています。当審議会をあくまでも市民への早期かつ丁寧な説明の実施を要望し、審議会の審議が真に実効性のあるものになることを切に望み、以上市に提言したいと思っています。

**4. 町井委員が、アセス縦覧書の印刷禁止を中止し、知る権利保障を要望！
環境アセス方法書の縦覧図書のコピーは、事業者の了解があれば、
冊子からもインターネットからも可能であることが判明。市は精査中と返答**

町井委員：環境影響評価方法書の冊子縦覧の際、市は事業者には著作権があるので、勝手にコピーできないと説明してきた。(冊子印刷・インターネット印刷禁止されているとして宮前区役所に縦覧用に配備された冊子数は当初4冊)

しかし、先日の東急の説明では、東急側からは、そのようなことは言っていないとのことだった。市民の知る権利を保障するために今後のアセスではコピーを認めてください。

事務局：事業者には著作権があるので市が勝手にコピーできない。

国や他都市も同じであり、そのことが悩みであり課題となっている。

事業者が引用したものにも著作権があるので、その許諾をとるのが難しいということがあってどうしたらよいか考えている。

委員長：環境省の課長通知で、事業者の同意があればコピーしてもよいことになっている。同意を願えばよいのではないか。複写できるように事務局で検討していただければと思う。

町井委員：今回は東急に、コピーしてもよいか聞いたのか？

事務局：聞いていない。

柳委員長：今後は、基本的にアセス図書を出す時には、同意をとるようにされたらよい。

事務局：今後のことも考えながら、今後の対応を含めて現在精査している所です。

結果がでたら対応させていただく。

以上